

## 令和3年度三重県立高校生オンライン海外交流事業委託業務仕様書

### 1 委託業務の名称

令和3年度三重県立高校生オンライン海外交流事業委託業務

### 2 事業の目的

海外の若者とのオンラインによる交流を実施することで、高校生の国際的視野を広げるとともに、異文化理解を深め、将来グローバルな舞台で活躍する人材を育成する。

### 3 委託業務の内容

#### (1) オンライン交流プログラムの企画及び実施（2回）

※ プログラムの詳細は5に示すとおり。

#### (2) 参加者の事前研修会への協力

#### (3) オンライン交流実施中のトラブルへの対応・処理、相談

#### (4) 事業実施に係る諸手続等

#### (5) オンライン交流で使用する教材や事前学習用の教材の作成・参加者への配付

なお、募集要項の作成及び参加者応募受付並びに参加者の選考については、三重県教育委員会高校教育課が行う。

### 4 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

### 5 委託業務の内容

英語圏の国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、シンガポール等）の現地大学生と、身近なことをテーマに会話したり、SDGsなどのテーマに基づくディスカッションを行ったりするプログラム（90分）の企画・運営

※ プログラムにおける使用言語は英語とする。

※ 2回の実施について、交流先の国及び大学、現地大学生は同じである必要はない。

### 6 参加者

三重県内の県立高等学校に在籍する高校生60名  
（30名ずつ2回に分けて実施）

### 7 実施日時

令和3年12月10日（金）から令和3年12月17日（金）に1回、令和4年2月1日（火）から令和4年2月4日（金）に1回実施

又は、令和3年12月10日（金）から令和3年12月17日（金）に2回実施

※ いずれの場合も15時30分頃から17時頃まで

### 8 契約上限額

780,000円

（消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。）

### 9 事業実施における留意事項

(1) 受託者は、高校生対象のオンライン海外交流に精通していること。

(2) 参加者がグローバルな視点を身につけ、異文化理解を深められるような交流先及び内容とすること。また、プログラムはグループ活動を基本とし、参加者3～5名につき1名の現地大学生を配置すること。

- (3) 交流のスケジュールについては、スケジュール、交流内容等を詳細に示すこと。
- (4) 三重県教育委員会の求めに応じ、本事業に関連する説明会への同席・説明等の対応を行うこと。
- (5) 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 高校生の参加人数は60名とし、定員の範囲内で変更することがある。
- (7) 県教育委員会と相談して、事業を実施すること。
- (8) 参加者数は10月末日までに決定する。
- (9) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て三重県教育委員会に帰属するものとする。

なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。
- (10) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。
- (11) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (12) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (13) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。

ただし、三重県教育委員会高校教育課が主催する事前研修会の開催費用や飲食費等の個人的性質の費用は委託料に含まない。
- (14) 参加者は、各自カメラ・マイク付きの端末を準備することとし、通信費も自己負担とする。
- (15) 地震等の天変地異、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。その場合のキャンセル料等の条件を見積書に明記すること。
- (16) この仕様書に定めのない事項については、受託者は三重県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。